

意見書

平成 19 年 7 月 31 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中
電気通信事業部データ通信課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぱし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「モバイルビジネス研究会 報告書案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「モバイルビジネス研究会報告書案」(以下、「報告書案」という。)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

頁	項目	意見
5-6	第1章 モバイルビジネスの活性化に向けた基本的視点 3. モバイルビジネス活性化に向けた基本的視点 (1)モバイルビジネス市場の新たな発展形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案における固定通信市場と移動体通信市場の比較において、固定通信市場においては、サービス競争が進展している趣旨の言及がなされています*が、このことはFTTH市場にはあてはまりません。固定通信市場についても個々のサービス市場毎にサービス競争の進展度合いは異なることから、固定通信市場を一括りにした記述は適切でないものと考えます。 ※ 報告書案P5の「第1章 モバイルビジネスの活性化に向けた基本的視点 3. モバイルビジネス活性化に向けた基本的視点(1)モバイルビジネス市場の新たな発展形態」の第1段落における「固定通信市場においては、(中略)ボトルネック設備を用いてサービス展開を図るサービス競争が進展している。」との記述。 ※ 報告書案 P31の「第3章 2. MVNO 政策の基本的視点 (3)モバイルビジネス市場における設備競争とサービス競争」の第2段落における「固定通信市場においては設備事業者のネットワーク上で多様な設備非保有の事業者が事業展開をしている」との記述。
30-31	第3章 MVNOの新規参入の促進 2. MVNO政策の基本的視点 (3)モバイルビジネス市場における設備競争とサービス競争	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、FTTH市場におけるサービス競争の停滞については、現状の競争阻害性の高い接続ルールの在り方に起因しているものと考えます。 本件の詳細については、「新しい競争ルールの在り方に関する作業部会」第5回ヒアリング 追加説明用資料 (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/network_churitsu/pdf/wg1_070525_2_si5-3.pdf)を参照願います。 ・ また、NTT東西のボトルネック設備に対する開放義務等については、「ドミナント規制」ではなく、ボトルネック性に対応した非対称規制であると認識しています。従って、報告書案 P5における「ドミナント規制」の用語については、「非対称規制」へ修正することを要望します。

頁	項目	意見
7-8	第1章 モバイルビジネスの活性化に向けた基本的視点 3. モバイルビジネス活性化に向けた基本的視点 (3)本研究会の基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> 技術革新の急速な進展等、必ずしも現時点で予見し得ないモバイルビジネス市場を巡る環境変化の可能性も存在することから、施策の検討にあたっては、適宜、方向性の見直しを行う等、一定の柔軟性をもって臨むことが重要であると考えます。
8-10	第1章 モバイルビジネスの活性化に向けた基本的視点 3. モバイルビジネス活性化に向けた基本的視点 (4)モバイルビジネス市場における競争促進策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 85年の通信自由化以降、電気通信分野の規制の枠組みについて大幅な規制緩和が段階的に実施されるのに伴い、多様な競争促進策が講じられているところですが、現在の通信事業者間の競争環境においては、必ずしも公平性が担保されているとは言い難く、例えば、保有する周波数帯域の相違による事業者間のハンディキャップが十分に勘案される制度整備がなされていない等、市場支配力を有する事業者が競争ルール上、優位性を有している一面が存在します。 今後、モバイル市場の成熟化やIP化の進展に伴い、オープン型のビジネスモデルが拡大していく過程においては、このような不公平性を解消し、モバイル市場における競争の土台となる通信レイヤーにおける公正競争環境を確保する視点がこれまで以上に意義を増すものと考えます。 なお、周波数帯域の相違に基づくハンディキャップに関しては、電波利用料の負担方法の見直しや、支配的事業者へのローミングや設備共用の義務化、周波数割当の適正化等の措置を取り、是正を図ることが必要と考えます。 日本同様、モバイル市場の高度化が進展している韓国においては、有利な周波数帯を有している事業者に対する各種規制(電波利用料制度に係る電波特性係数、ローミング減免係数、共有化減免係数の導入等)が存在しており、事業者間の公正有効競争を促進するための各種取組みがなされていることから、今後、そうした諸外国の事例も参考に、同種の制度の導入を検討すべきと考えます。

頁	項目	意見
15	第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方 2. 諸外国における販売奨励金等の状況 (4) 我が国のビジネスモデルとの比較	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案において記述されているとおり、欧州等では、ポストペイド型の契約数の比重の高まり等とともに、現行の日本に見られる垂直統合のビジネスモデルと同様のモデルが拡大するケースも存在しています。 しかしながら、このことをもって、日本でも販売モデルの在り方を変更すべきでないと安易に考えることは適当でなく、端末・通信の一体販売モデルが市場拡大期や高度サービス普及期に有効であるという点を評価しつつも、各国のビジネスモデルは、サービスの多様化等、利用者利便の向上を基本とする観点で、区々の市場環境において判断されるべきと考えます。 なお、今後の日本のビジネスモデルの検討を行っていく上で、諸外国の動向等について、引き続き、情報収集・分析を行っていくことは有効であると考えます。
16-17	第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方 3. 販売奨励金に対する評価 (2) 販売奨励金について留意すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> 移動体事業者の接続料の算定については、例えば英国では、規制当局がネットワークコストの算定に加え、「externality surcharge(外部性追加料金)」を算定するアプローチを認めている例もあり、日本においても、移動体事業者毎にその方法が異なることが想定され、報告書案にあるように、「接続料や卸電気通信役務に係る料金は(中略)大半の販売奨励金が当該原価に算入されており」とのあたかも全ての移動体事業者が同様の手法で接続料算定を行っているかのような記述は適当でないと考えます。 従って、当該部分を「接続料や卸電気通信役務に係る料金は(中略)一部の事業者においては、大半の販売奨励金が当該原価に算入されており」との内容に修正すべきと考えます。 なお、接続料水準の適正性を判断するにあたっては、保有周波数帯域の違い(800MHzの周波数帯を有するか否か)等に起因するネットワーク維持運営コストの差異に留意する必要があると考えます。
17-18	第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方 4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直しに際しては、通信料金の適正化や公正競争の確保を通じた利用者利益の向上という政策目的を踏まえることに賛同します。 なお、販売奨励金に係る措置は、その他通信サービスにおけるビジネスモデルや一般商慣習との整合性を加味した上で、バランスの取れたものとする必要があることから、「販売奨励金の多寡は、基本的には通信事業者が自らの経営判断として行うべきものであり、(中略)一義的に販売奨励金の廃止といった法制的措置を講じることは必ずしも妥当であるとは言えない。」とする報告書案の内容に賛同します。

頁	項目	意見
18-20	第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方 4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し (1) 端末価格と通信料金の区分の明確化 1) 分離プランの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のコスト負担の不公平感やコスト負担の不透明性の是正にあたり、本研究会において整理すべき範囲については、利用者のコスト負担の公平性等が社会的に許容可能な範囲で担保されることを必要条件とすることにとどめ、具体的な料金プランの在り方に関しては、原則として、個々の事業者の戦略等に基づく自由なサービス提供が許容された上で、利用者利便が図られるべきと考えます。
20-22	第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方 4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し (1) 端末価格と通信料金の区分の明確化 2) 利用期間付契約の導入 3) 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案にて取り上げられている個々の料金プランや契約形態(以下、「料金プラン等」という。)について、以下のとおり考えます。 <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> - 前述のとおり、報告書案にて記載されている利用者のコスト負担の不公平性の問題等が解消されることを前提として、以下の(2)から(4)にある各種料金プラン等をはじめとした具体的なサービスの在り方については、原則として、個々の事業者の戦略等に基づく自由なサービス提供が担保されることが、利用者利便に資するものと考えます。 <p>(2) 利用期間付き契約</p> <ul style="list-style-type: none"> - 報告書案にて言及されている「利用期間付契約」については、様々な形態が想定され得るとともに、その採用にあたっては、利用者のニーズに応じ、事業者が個々に判断すべきと考えます。 <p>(3) 「端末価格の一部を補填するために端末機種に応じて通信料金を一部割り引く仕組み」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 報告書案にて言及されている「端末価格の一部を補填するために端末機種に応じて通信料金を一部割り引く仕組み」については、既存の販売モデル主流の市場環境に即して、利用者利益の確保や他事業者との競争上の観点で実施されている措置と考えられます。 <p>当該サービスについては、今後、利用者のコスト負担の公平性の観点において、個々の事業者の戦略等に基づく自由なサービス提供の範疇として許容されるものか否か、また、見直しに伴いかえって利用者利便を損なう(公平性が失われる)ことがないか等の仔細な検討が必要です。</p>

頁	項目	意見
		<p>従って、基本的な方向性の整理という範囲を超え、今後より詳細検討を要する特定プランの是非について、準法規的な位置付けである本報告書にて記述することは早計であると考えます。</p> <p>については、報告書案P21の第3段落の記述「なお、分離プランを本格的に導入していく際には、(中略)端末価格の一部を補填するために端末機種に応じて通信料金を一部割引く仕組みについても、(中略)併せて見直しが必要になると考えられる。」の削除を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - なお、仮に本件の見直しの必要性が議論される場合には、競争上のイコールフットingの観点で、全ての事業者においても同様の割引きの仕組みを明確に禁止する等の措置を取ることが必要と考えます。 <p>(4)ポイントサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> - 報告書案にて言及されているポイントサービスのポイントについては、通信料等の支払いに応じて、全ての利用者に公平に付与されるものであり、利用者間の公平性の観点では特に問題は無く、また、一般的なクレジットカードのポイントのように、商品券的な位置付けであるとした場合、それらポイントを端末購入に利用すること自体、否定されるものでは無いと考えます。
18-20	<p>第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方</p> <p>4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し</p> <p>(1)端末価格と通信料金の区分の明確化</p> <p>1)分離プランの導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のコスト負担の公平性の実現や透明性の確保に向けた取組みについては、報告書案の趣旨を踏まえて、それぞれの事業者が自主的な取組みを行うことを基本とすべきと考えます。 <p>行政指導等により、販売方式等に係る実施内容や実施時期に統一的な制約を課すことについては、事業者の裁量の余地を著しく狭め、柔軟なサービスの導入を制限することとなるため、望ましくありません。</p> <p>また、利用者利益の観点においても、特定の事業者のサービスと同等のサービスを他社において義務付ける等、画一的なサービス提供を求めるのではなく、各事業者の創意工夫による多様なサービス提供を可能とする環境を許容することにより、利用者の選択の幅を確保することが重要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、販売奨励金の使途については、最終的には販売店が判断・決定可能であり、通信事業者のみで分離プラン等の販売モデルの在り方をコントロールできない余地もあることから、行政当局による政策方針の明確化を行う上では、独占禁止法等一般法との整合性の確保を含む広範な検討も必要になるものと考えます。

頁	項目	意見
		<ul style="list-style-type: none"> 以上のことから、報告書案P19の第2段落「分離プランの導入はあくまで事業者の自主的な判断において行われることが必要であるが、(中略)行政当局による政策方針の明確化(行政指導)などを契機として各事業者が同時期に実施することにより、円滑な導入が可能になるものと考えられる。」については削除することが適当であり、報告書案P17の最終段落における「販売奨励金の多寡は、基本的に(中略)電気通信事業法(以下、「法」という。)の現行の枠組みにおいて一義的に販売奨励金の廃止といった法制的措置を講じることは必ずしも妥当であるとは言えない」との考え方を基本とすべきと考えます。
23-24	<p>第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方</p> <p>4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し</p> <p>(2) 接続料原価等の適正性の確保</p> <p>1) 電気通信事業会計の見直し</p> <p>② 端末販売奨励金と通信販売奨励金の整理の必要性</p> <p>2) 今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業と附帯事業の透明性向上を図るとする基本的な方向性に賛同します。 なお、会計制度の見直しを検討するにあたっては、事業者間の公平性の担保のため、会計における計上方法について詳細なルール化が必要と考えます。しかしながら、現状、各社によって、販売奨励金の体系が異なる中で、端末販売奨励金と通信販売奨励金それぞれをどのように定義するか等、共通ルールの策定においては作業が難航することも想定されます。 よって、引き続き、詳細な議論を継続することが必要であり、また、その際、会計区分を変更することにより得られる効果についても、精緻な検証を行うべきと考えます。 なお、詳細なルール化を行うことなく、「販売奨励金全体を原則として端末販売奨励金として一旦位置付け、通信販売奨励金として整理する合理的根拠を有するものを当該区分として再整理するといったアプローチ」を採用することは、会計の透明性の向上に資さないことから、望ましくないものと考えます。
25-26	<p>第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方</p> <p>4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し</p> <p>(3) 端末の多様化とSIMロックの在り方見直し</p> <p>2) SIMロック解除の得失</p>	<ul style="list-style-type: none"> SIMロック解除については、事業者を変更しても同一の端末をシームレスに利用できる等、利用者の利便を高めることに寄与するものと考えられます。こうしたSIMロック解除の効用を得るためには、全ての事業者の端末間の互換性を担保し、SIMロック解除の端末を他事業者で利用した場合においても、様々なサービスの接続性を確保する環境構築が必要であると考えます。加えて、このような環境構築は、公正競争上も重要であり、報告書案においても、「現行の第三代携帯電話の通信方式等を前提とした場合、(中略)制限のないSIMロックの解除はむしろ事業者間競争を歪める」とあるとおりです。従って、周波数帯や通信方式の相違にかかわらず、全ての移動体事業者が時期や方法等含め、同一の条件で実施し、利用者利便や公正競争が確保されることを前提として、SIMロック解除に賛同します。

頁	項目	意見
26-27	第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方 4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し (3) 端末の多様化とSIMロックの在り方見直し 3) SIMロック解除に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のSIMロック解除の実現性の検討にあたっては、第一に、事業者間の同等性を担保するための現実的な措置について、具体的検討がなされることが必要と考えます。 ・ 現行、アプリケーションサービスを含むネットワークサービスと移動機の相互運用性に関しては、標準上のオプション選択や独自仕様の採用等、各事業者の責任において判断する部分もあり、事業者区々の扱いとなっています。従って、仮に、通信方式が一本化された場合であっても、無線チャネルの切替等、複雑な制御を伴う動作を含めた、完全な保証を実現することについては、より多くの解決すべき課題が存在しています。 ・ これら広範な検討課題については、多くのステークホルダーの関与が必要であり、本件について通信事業者の取組みに一任されることは適切でなく、ベンダー等関係するステークホルダーを含めた具体的検討の方向性等の取り纏めについて、行政においても積極的な取組みがなされることが必要と考えます。 ・ なお、SIMロック解除時の海外への端末流出等の懸念については、「利用期間付契約の導入」や「契約約款への記載」等により、全てが解決可能なわけではなく、不正流出の行為等を厳格に禁止するための法的措置の整備等が検討されることにより、より実効的な不当行為の抑止に繋がるものと考えます。
28-29	第3章 MVNOの新規参入の促進 2. MVNO政策の基本的視点 (1) MVNOの新規参入促進を通じたモバイルサービスの多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ モバイルビジネス市場の発展に伴い、利用者のニーズはますます多様化、高度化する方向にあり、新たな付加価値の創出等のためには、MNOが主体で提供する従来のビジネスモデル以外の形態も必要になるものと考えます。他業態とのシナジー効果の創出や、新たな市場開拓等の観点において、MVNOビジネスは一つの有効なソリューションになり得るものと考えます。
30-31	第3章 MVNOの新規参入の促進 2. MVNO政策の基本的視点 (3) モバイルビジネス市場における設備競争とサービス競争	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス競争の促進により、サービスの多様化や料金の低廉化等を通じた消費者の利便性向上が期待されます。従って、移動体通信市場においても、設備競争とサービス競争の適正なバランスの確保が必要との考えに賛同します。 ・ なお、移動体通信市場については、ボトルネック性の存在ゆえに網開放等の措置が必要な固定通信市場とは、市場の性質が大きく異なることも意識する必要があるものと考えます。具体的には、固定通信市場においては、市場支配力を有する事業者の保有する加入者回線部分のボトルネック性が存在することから、社会厚生を最大化するために、サービス競争の促進が不可欠な状況にあり、現に、FTTH市場の網開放ルールの競争阻害性の存在等、喫

頁	項目	意見
		<p>緊の課題が存在しています。他方、移動体通信市場において過度な規制を課すことについては、MNO間の競争のバランスを失わせる、あるいは移動体通信市場における投資インセンティブを大きく損ねる等、かえって市場環境に歪みを生じさせる懸念も存在します。従って、移動体通信市場においても、規制の範囲を、市場支配力を有する事業者に限定するといった公正な競争環境整備に資するバランスの良い規制政策が検討されるべきと考えます。</p>
32	<p>第3章 MVNOの新規参入の促進 3. MVNOの新規参入促進に係る検討課題 (1)事業者間交渉の円滑化 1)卸電気通信役務に関する標準プランの策定・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今の規制緩和の流れを踏まえ、全てのMNOに卸電気通信役務に関する標準プランの策定や情報開示の義務を負わせるといった、過度な規制は行われるべきではありません。仮に、何らかのルール化がなされる場合には、接続約款の作成・公表義務との整合も踏まえ、これらのルールの適用は第二種指定電気通信設備を保有する事業者に範囲が限定されるべきと考えます。
33-34	<p>第3章 MVNOの新規参入の促進 3. MVNOの新規参入促進に係る検討課題 (1)事業者間交渉の円滑化 2)MVNO事業化ガイドラインの再見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNO事業参入希望者等からの意見聴取結果等を踏まえ、以下3点について、MVNO事業化ガイドラインにて明確化を図ることに賛同します。 <ul style="list-style-type: none"> ① コンタクトポイントの明確化 ② 事業計画の聴取範囲の明確化 ③ 事業者間接続等に関する法制上の解釈の明確化 ・ なお、②については、MVNOが精度の低い事業計画を提出すること等により、MNOが過度に設備投資を行う、あるいはMNOのネットワークに不具合を生じる等のケースも想定されることから、MVNO側への配慮のみでなく、設備を有するMNOの既存顧客を保護するという観点も不可欠です。よって、聴取範囲については、MNOが提供条件を検討する上での必要十分な内容を網羅し、MNOとMVNO双方のサービスに支障を来たさない内容とすることが重要と考えます。
34	<p>第3章 MVNOの新規参入の促進 3. MVNOの新規参入促進に係る検討課題 (2)市場のモニタリングの継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政におけるモニタリングは、サービスの多様化が進展しているか、利用者の満足度は向上しているかといった観点で行われるべきと考えます。 ・ なお、昨今の規制緩和の流れを踏まえ、全てのMNOにMVNO参入事業者との協議の状況等について報告を求めるといった、過度な規制は行われるべきではありません。仮に、何らかの報告義務を課す場合の対象については、第二種指定電気通信設備を保有する事業者に範囲が限定されるべきと考えます。

頁	項目	意見
34-35 45-46	<p>第3章 MVNOの新規参入の促進</p> <p>3. MVNOの新規参入促進に係る検討課題</p> <p>(4)新規周波数の割当て時におけるMVNOへの配慮</p> <p>第5章 モバイルビジネスの活性化に向けた施策展開の進め方</p> <p>1. 総合的な施策展開の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案において、新規周波数の割当て時にMVNOの参入促進に配慮する趣旨の言及がなされています[※]が、周波数割当ての際に所要の措置を講じる場合、新規に周波数を取得する事業者のみに過度に義務を課すことは、既に周波数割当てを受けている事業者とのイコールフットイングの観点で適切ではありません。従って、事業者間の公平性に留意した制度整備が行われることが必要と考えます。 ※ 報告書案P34の「(4)新規周波数の割当て時におけるMVNOへの配慮」第1段落における「MVNOの新規参入を促進する観点からは、新規周波数の割当てを行う場合に所用の措置を講じることを引き続き検討することが適当である。(中略)今後の新規周波数割当ての際に同様の措置を講じることを基本として検討することが適当である。」との記述。 ※ 報告書案P46の第2段落における「第二に、MVNOの新規参入を促進する観点からは、(中略)新規周波数の割当て時にはMVNOへの配慮を行うことが適当である。」との記述。
36-37	<p>第4章 モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進</p> <p>1. モバイルアクセスの多様化・高速化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FMCサービスの連携にあたっては、NTT東西とNTTドコモの連携について、適切な規制を課すことが必要です。具体的には、NTT再編成の趣旨に鑑み、公正競争の観点において、両社間のFMCに係る共同設備構築・共同営業等が全て厳格に禁止されるべきと考えます。なお、あわせて、FMC以外の営業を含む共同営業等についても禁止すべきと考えます。本件に係る詳細は、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正案への弊社意見書(平成19年7月3日 http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070718_2_8.pdf)及び「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書(案)への弊社意見書(平成19年7月23日 http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070726_4_h7.pdf)を参照願います。 ・ フェムトセルについて、報告書案において、「電波法及び電気通信事業法上の位置付けを明確化することが求められるため、関係事業者等の意見等を踏まえ、07年度末を目途にその取扱いについて一定の結論を得ることが適当である」と報告書案に記述されていますが、「一定の結論」とは、関係省令等の整備を終えた上で、フェムトセルの導入が可能となることを意味するものと認識しています。従って、報告書案P37第2段落の記述を以下のとおり、明確化することを要望します。 <p>【原案】</p> <p>「フェムトセルについては、(中略)関係事業者等の意見等を踏まえ、07年度末を目途にその取扱いについて一</p>

頁	項目	意見
		<p>定の結論を得ることが適当である。」</p> <p>【変更案】 「フェムトセルについては、(中略)関係事業者等の意見等を踏まえ、<u>関係省令の整備を終えた上、07年度末に導入を可能とすべきと考えられる。</u>」</p>
37-38	<p>第4章 モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進</p> <p>2. プラットフォーム機能の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォーム機能の連携については、以下の観点で十分な検討が必要であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① コスト負担の在り方 ② 個人情報保護の在り方 ③ 既存顧客やシステムへの影響の検証 ④ プラットフォーム機能の連携の範囲(「ユーザIDの利活用の推進」、「位置情報の利活用の推進」及び「プッシュ型配信機能の利活用の推進」がその範囲として適切か否か) ・ なお、プラットフォーム機能のオープン性の観点においては、移動体事業者間の公平性や移動体事業者の投資インセンティブの確保等の観点から、支配的事業者以外への過度な規制が及ぶことのないよう配慮することが必要です。
40-42	<p>第4章 モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進</p> <p>3. 端末プラットフォームの共通化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末プラットフォームの共通化については、端末の開発コストの抑制等を目的に、既に各移動体事業者にて独自の取組みを行っているところであり、今後もそれらを推進する方向性を維持することが適当と考えます。 ・ ネットワークの接続性、端末間の相互接続性や各ソフトウェア等の相互運用性の検証等を目的としたテストベッド環境の構築については、それらに係るコスト負担の在り方や、品質保証における責任分担の在り方、サービスの高度化・多様化に伴う共通環境構築の在り方等、多岐に渡る課題が存在することが想定されるため、今後、その実現性も踏まえ、継続的な検討を深めることが適当であると考えます。また、テストベッド環境の構築にあたっては、事業者のインフラ機器ベンダーの採用の自由度に十分配慮すべきであり、海外インフラベンダー等特定のベンダーが不利益を被ることのないよう、十分な配慮を行うことにより、より公平な環境構築が可能となるものと考えます。
42-43	<p>第4章 モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ モバイルビジネス環境の活性化の視点として、新事業創出に向けた取組みの必要性に賛同します。「ICT改革促進プログラム」及び「ICT国際競争力強化プログラム」に基づく「ユビキタス特区」の活用等を通じ、産学官の連携のも

頁	項目	意見
	4. モバイル分野における新事業創出に向けた取り組み	<p>と、事業化に向けた具体的な取り組みがなされることが重要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更に、先進的なモバイルビジネス環境の整備のためには、前述した事業者間の公正競争環境整備が不可欠であることから、保有周波数帯域の相違による事業者間の不公平性を是正するための取り組み等、所要の制度整備が検討されることが重要です。
47	第5章 モバイルビジネスの活性化に向けた施策展開の進め方 2. 施策展開の具体的な進め方 1) モバイルビジネス活性化プランの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案P47にある「オープン型モバイルビジネス環境の実現に向けた総合的な施策展開」として図式化されている「モバイルビジネス活性化プラン(仮称)」の具体的施策内容については、意見招請の結果を反映するとともに、今後の市場実態の変化にあわせ、適宜、見直しを行うことが適当と考えます。

以上